

浜 松 市 教 育 委 員 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和7年3月26日（水）
14時00分～14時47分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室

- 3 出席状況

教 育 長	宮 崎 正
教育長職務代理者	黒 柳 敏 江
委 員	田 中 佐和子
委 員	神 谷 紀 彦
委 員	鈴 木 重 治
委 員	下 鶴 志 美

（職員）

- | | |
|-----------------|---------|
| 学校教育部長 | 奥 家 章 夫 |
| 学校教育部次長（教育総務課長） | 山 本 卓 司 |
| 学校教育部次長（教職員課長） | 河 合 信 寿 |
| 学校教育部参事（教育総務課） | 鈴 木 公 一 |
| 健康安全課長 | 小 松 弓 美 |
| 教職員課採用管理担当課長 | 中 林 清 美 |
| こども家庭部長 | 吉 積 慶 太 |
| 幼保運営課長 | 大 橋 泰 仁 |
| 文化振興担当部長 | 嶋 野 聡 |
| 文化財課長 | 平 田 隆 |

（事務局職員）

- | | |
|----------|---------|
| 教育総務課専門監 | 川 副 哲 士 |
| 教育総務課副主幹 | 澤 木 翔 |
| 教育総務課主任 | 藤 井 美 希 |

- 4 傍聴者 3名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 藤井 美希

7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

(教育長) 令和7年3月26日の浜松市教育委員会を開催する。
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 3人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するという事でよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可する。

前回会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は、黒柳委員と鈴木委員にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が12件、報告が1件である。

最初に、第20号議案「浜松市教育委員会公印規則の一部改正について」教育総務課から説明をお願いする。

(教育総務課) 第20号議案「浜松市教育委員会公印規則の一部改正について」説明する。

提案理由であるが、浜松市立平口幼稚園、竜川幼稚園及び浦川幼稚園並びに浜松市立浦川小学校が今年度をもって閉園・閉校することに伴い、浜松市教育委員会公印規則の一部を改正するものである。

改正内容は、幼稚園及び学校の減少に応じて、公印の個数を減らすものである。また、令和7年度から卒業証書・保育証書に使用していた専用契印について、押印を任意とする運用に変更し、学割証をはじめとする文書への契印に用いることのできる契印、一般公印として新たに登録するものである。

施行期日であるが、令和7年4月1日から施行するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 21 号議案「浜松市指導力向上教員の取扱いに関する規則の一部改正について」教職員課から説明をお願いします。

(教職員課) 第 21 号議案「浜松市指導力向上教員の取扱いに関する規則の一部改正について」説明する。

提案理由であるが、教育公務員特例法に規定される指導が不適切な教員及び指導に課題がある教員に対する研修等について、規定内容を明確化するため、これらの教員を指導力不足教員として定義し、規則名を改めるほか、それぞれの指導力不足の程度に応じた研修を行うことを明確化し、教員の指導力向上に資するよう規則の一部を改正するものである。

次に、改正内容の 1 規則名の変更についてであるが、法に定める指導力が不適切である教員と、不適切とまでは言えないものの指導に課題がある教員について、併せて指導力不足教員と定義し、規則名を静岡県等他団体の例を踏まえ、これまでの「浜松市指導力向上教員の取扱いに関する規則」から「浜松市指導力不足教員の取扱いに関する規則」に改めるものである。

2 規定内容の明確化についてであるが、規定の内容を明確化するため字句の整理を行うものである。例えば、指導が不適切な教員については、法に沿ってその認定に審査会の審議が必要であり、原則として半年間という長期の研修を想定している。一方でそこまでの程度に至らない指導に課題がある教員については、例えば週 1 回程度学校を離れて研修を受けるといった形態も想定される。このため、これまで指導が不適切な教員の研修規定を基本的に準用することとしていた規定を「指導改善研修」と「課題改善研修」と用語を規定し直し、より実運用に則した言い回しに改める等の改正を実施するものである。規定の内容自体に大きな変更はない。

施行期日については、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(下鶴委員) 6 箇月単位での研修とのことだが、最長期間は設けているのか。

(教職員課) 最大で 2 年間を想定している。

(下鶴委員) 人間関係を上手に紡げない人も多い。コミュニケーションを重んじた研修をお願いしたい。

(教育長) その他ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 22 号議案「浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部改正について」教職員課から説明をお願いする。

(教職員課) 今回の規則改正は、先だって議会への提案を審議いただいた浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い実施するものである。

職員給与に関する事項であるため、人事委員会にも審議を依頼している。日程の都合上、本日、教育委員会と同時の規則審査となるが、既に人事委員会事務局には規則案を提示し内諾を得ているため、本日の審議については、人事委員会の同意を前提としてお願いする。

それでは、第 22 号議案「浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部改正について」説明する。

提案理由であるが、人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、浜松市教育職員の給与に関する条例の一部改正が実施されたことに伴い、必要な規定改正を行うほか、浦川小学校の閉校に伴う規定整備を行うため、浜松市教育職員の給与に関する規則等の一部を改正するものである。

次に、改正内容であるが、改正規則第 1 条に規定する内容について順に説明する。

1 扶養手当の認定手続きに関する規定について、であるが、今回勧告された社会と公務の変化に応じた給与制度の整備は、国家公務員に対しても実施された。国家公務員の扶養手当の改正に際し、その認定手続きについては従来法に定めていたが、人事院規則へ移設する方式に改められた。これを受けて、本市においても、従来条例に規定していた認定手続きを規則に規定し直したものである。認定手続きの運用に変更はない。

2 地域手当の異動保障に関する規定についてであるが、国が定める地域手当は人事異動等によって地域を移った際に支給水準が下がる場合がある。円滑な人事異動に資するため、一定期間、従前の地域手当支給率を保障し、段階的に新たな支給率へ移行する異動保障の制度が規定されており、本市も従前から国に合わせた制度を設けているところである。今回、保障期間を 2 年から 3 年に改める改正が国において行われたことを踏まえ、同様の改正を行うものである。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する手当支給に関する規定についてであるが、今回の条例改正において定年前再任用短時間勤務職員に対して新たに住居手当及びへき地手当の支給を可能としたため、手当支給に必要な事項を規則に規定するものである。

4 管理職員特別勤務手当の支給に関する規定についても、条例改正において支給可能時間帯が 22 時から翌日午前 5 時に拡大されたことから、これに対応できるよう手当支給に必要な事項を規則に規定するものである。

5 へき地手当の対象校の変更については、浦川小学校の閉校に伴い、支給対象校が

ら浦川小学校を削るものである。

次に、改正規則第2条に規定する内容について説明する。社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に伴い、今回の条例改正で、小中高の各給料表のアップデートをする改定を令和7年4月1日から実施する。これに対応するため、各給料表の昇格時・降格時対応表を改定し、各給料表の段階に応じて支給される義務教育等教員特別手当の対応表を改めるものである。

続いて、改正規則第3条に規定する内容について説明する。今回の条例改正により、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当及びへき地手当の支給が可能となり、暫定再任用職員に対しても同様に支給出来るよう、暫定再任用職員について規定されている規則の一部を改めるものである。

最後に、その他の整備事項について説明する。新たな給料表の適用に伴い、昇格の時期等によって職員間に不均衡が生じないように特例を設け、各手当の改正に必要な経過措置を定めるほか、字句の整理を行うものである。

施行期日については、条例の施行と同日の令和7年4月1日から施行するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第23号議案「浜松市学校運営協議会規則の一部改正について」教育総務課から説明をお願いする。

(教育総務課) 第23号議案「浜松市学校運営協議会規則の一部改正について」説明する。

提案理由は、第3次浜松市教育総合計画の教育理念を引用する浜松市学校運営協議会規則について、同計画の完了に伴い、その一部を改正するものである。

改正内容は、規則第3条において、第3次浜松市教育総合計画の教育理念が引用されているが、令和6年度末をもって第3次教育総合計画が完了し、すべての市立小中高等学校に学校運営協議会が設置されたことから、今後の学校運営協議会の在り方を検討し、文言の一部を改めるものである。

施行期日であるが、この規則は、令和7年4月1日から施行するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 24 号議案「浜松市立幼稚園園則の一部改正について」幼保運営課から説明をお願いする。

(幼保運営課) 第 24 号議案「浜松市立幼稚園園則の一部改正について」説明する。
提案理由であるが、浜松市立平口幼稚園、浜松市立竜川幼稚園及び浜松市立浦川幼稚園を廃園するほか、浜松市立和地幼稚園及び浜松市立高台幼稚園の休園に伴い、規則の一部を改正するものである。

次に、改正内容であるが、1 つ目、定員の特例は、別表の浜松市立和地幼稚園及び浜松市立高台幼稚園の項中、「105 人」とあるのを「0 人」とする特例を附則に加え、浜松市立平口幼稚園、浜松市立竜川幼稚園及び浜松市立浦川幼稚園を附則から削除するものである。2 つ目、定員は、別表の表中から浜松市立平口幼稚園、浜松市立竜川幼稚園及び浜松市立浦川幼稚園の項を削除するものである。

最後に、施行期日であるが、この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 25 号議案「浜松市学校事務センターに関する規則の一部改正について」教職員課から説明をお願いする。

(教職員課) 第 25 号議案「浜松市学校事務センターに関する規則の一部改正について」説明する。

まず、提案理由であるが、浜松市立浦川小学校の閉校に伴い、規則の対象となる学校を改めるものである。

次に、改正内容であるが、別表に各部会事務センターが助言等を行う対象校を定めている。このうち、8 部会の対象校から浦川小学校を削るものである。

最後に、施行期日であるが、この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであ

る。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 26 号議案「浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について」健康安全課から説明をお願いします。

(健康安全課) 第 26 号議案「浜松市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について」説明する。

提案理由であるが、浜松市立竜川幼稚園及び浜松市立浦川幼稚園の廃園並びに浜松市立浦川小学校の浜松市立佐久間小学校への統合に伴い、浜松市天竜学校給食センター及び浜松市引佐学校給食センターが学校給食を実施する学校を変更するため、規則の一部を改正するものである。

次に、改正内容であるが、同規則第 2 条の表に掲げる浜松市立学校給食センターが学校給食を実施する学校のうち、浜松市天竜学校給食センターの実施学校から浜松市立竜川幼稚園を、浜松市引佐学校給食センターの実施学校から浜松市立浦川幼稚園及び浜松市立浦川小学校を削るものである。

最後に、施行期日であるが、この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 27 号議案「浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則及び浜松市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則の廃止について」教職員課から説明をお願いします。

(教職員課) 第 27 号議案「浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教職員の人事評価に関する規則及び浜松市立幼稚園の教育職員の人事評価に関する規則の廃止について」説明する。

まず、提案理由であるが、人事評価制度の構成が、市長事務部局と教育委員会とで共通となるよう改正を行うものである。

次に、改正内容であるが、小中学校及び高等学校並びに幼稚園に勤務する教育職員の人事評価規則を廃止するものである。この 2 規則については、静岡県からの県費移管前から制定されていた。移管前は、教育職員の勤務評価について「都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行う」との規定が地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められており、静岡県との連携の必要もあり、県・市双方に規定された規則である。県費移管後は法に基づいた連携の必要はなくなったが、実務上の影響を見極める必要があったことから規則を存置してきたものである。

その後、小中学校及び高等学校の教育職員については「浜松市の教職員人事評価制度」、幼稚園の教育職員については「浜松市人事考課要綱」に沿って職員評価を行うこととなり、現在もその運用が継続しているところである。

市長事務部局においては、制度運用に規則を定めておらず、教育職員についても実務上の影響はないことが確認出来たことから市として統一した取扱いとするため、規則を廃止することとしたものである。

なお、地方公務員法には人事評価は法に基づき任命権者が適正に実施することが定められており、実施のために規則を定めることは規定されていない。こうしたことから多くの政令指定都市においても規則を置かず、任命権者が別に要綱等により運用を定める方式が採用されている。県費移管後は本市も実務的には同様の方式を採用しており、本規則の廃止による影響はない。

最後に、施行期日であるが、この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 28 号議案「浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部改正について」教育総務課から説明をお願いする。

(教育総務課) 第 28 号議案「浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部改正について」説明する。

提案理由であるが、浜松市立浦川幼稚園の閉園及び浜松市立伊佐見幼稚園における預かり保育事業の開始に伴い、浜松市教育委員会職員のうち特殊な勤務に従事するものの勤務時間等に関する規程の一部を改正するものである。

改正内容であるが、閉園する浦川幼稚園の記載を別表から削り、伊佐見幼稚園において預かり保育事業を開始することに伴い、同幼稚園における勤務可能な時間帯を変更するものである。

施行期日であるが、この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 29 号議案「浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について」教育総務課から説明をお願いします。

(教育総務課) 第 29 号議案「浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部改正について」説明する。

提案理由であるが、令和 7 年度から浜松中部学園に衛生管理者、産業医及び衛生委員会を設置することに伴い、浜松市教育委員会職員安全衛生規程の一部を改正するものである。

改正内容であるが、小中一貫校においても、一つの事業場として衛生管理者等を設置できるよう規定を改めるものである。これまでは、小中一貫校であっても、小学校中学校それぞれにおける職員数で衛生管理者等の設置基準を判断していたところ、一つの事業場として見て衛生管理者等の設置をできるよう改正するものである。

具体的には、第 6 条に、衛生管理者を設置できる箇所として「所属職員の数が常時 50 人以上である小中一貫校」を追加し、第 10 条に、衛生委員会を設置できる箇所として「所属職員の数が常時 50 人以上である小中一貫校」を追加する。

施行期日であるが、この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(下鶴委員) 現在、衛生管理者等が設置されている学校数は何校か。

(教職員課) 現在 9 校で、令和 7 年度からは浜松中部学園を加えて 10 校となる。

(下鶴委員) 衛生委員会の内容はどのようなことを審議するのか。

(教育総務課) 職員・教職員の勤務時間数、公務災害の状況など、教職員の労働環境や働き方の現状について、が主な議題である。

(下鶴委員) ストレスの度合いや健康管理などの観点からより良い労働環境を作っていくということか。

(教育総務課) 労働法制に照らして働き方に問題がないかを検討しているものであって、働き方改革の内容等を決めるものとは異なる。

(教育長) その他ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 30 号議案「浜松市立小・中学校通学区域の一部改正について」教育支援課から説明をお願いする。

(教育支援課) 第 30 号議案「浜松市立小・中学校通学区域の一部改正について」説明する。

提案理由であるが、浜松市立浦川小学校の浜松市立佐久間小学校への統合に伴い、浜松市立小・中学校通学区域を改正するものである。

改正内容であるが、従来の浜松市立佐久間小学校の通学区域へ新たに佐久間町浦川、佐久間町川合を加え、佐久間町半場（700 番地の 1 ～ 707 番地の 8 を除く）を佐久間町半場とするものである。また、浜松市立浦川小学校の通学区域を削る。

施行期日であるが、この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものである。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、第 31 号議案「浜松市指定文化財の指定について」文化財課から説明をお願いする。

(文化財課) 第 31 号議案「浜松市指定文化財の指定について」説明する。

浜松市文化財保護条例の規定により、浜松市指定文化財の指定について、令和 7 年 3 月 6 日開催の浜松市文化財保護審議会に諮問し、同日、同審議会の建議を受けたため、本日議案として提案するものである。

指定する文化財であるが、種別は天然記念物、名称等は雨生山^{うぶさん}湿地、所在地は浜松市浜名区三ヶ日町平山 平山国有林、面積は 3.30ha である。所有者は、林野庁関東森林管理局である。

指定理由であるが、雨生山湿地は、かつてこの区域一帯が三河と遠州をつなぐ交通・物流経路の役割を担っていたことを今に伝える数少ない事例であることに加え、蛇紋岩地に成立する湿地であるという貴重な特異性を持っている。また、植生の遷移の進行が極めて遅く、現在においても草地性の環境を維持している数少ない場所であり、希少とされる動植物の生息・生育地としても重要である。これらのことから、この区域を長く保護されるべきものとして文化財指定することが適当であると判断したものである。今回指定されれば、市指定の天然記念物は 61 件、市指定文化財全体では 327 件、国・県を含めた指定文化財の総数は 440 件となる。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(下鶴委員) 雨生山湿地は見に行けるものなのか。

(文化財課) 国有林の中に所在しているため、立ち入る場合は国の許可を受けなければならない。立ち入る者が少ないため、保護されてきた背景がある。今回、新たに市として文化財指定を行うが、国有林であることと、希少な動植物があるということから、維持管理については、従来通り国の入山許可を得て、行っていくこととなる。

(下鶴委員) 希少な動植物はどのようなものがあるのか。

(文化財課) 県条例で保護されているヒメヒカゲという蝶がいる。また、植物では、ムラサキミミカキグサがあり、蛇紋岩地は草木が育ちにくい場所であるのに奇跡的に湿地が継承され、希少植物が残っている。

(教育長) その他ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) それでは、承認する。

次に、報告事項について説明をお願いします。

(報 告)

ア 令和8年度採用浜松市立小・中学校教員採用選考試験志願状況について

(教職員課)

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。